

## 重要事項説明書(短期入所生活介護)

令和7年7月1日現在

### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 暁会
法人所在地	山口県下関市大字小野 64 番地の 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 吉水千賀子
電話番号	083-256-5336

### 2 事業所の概要

名称	特別養護老人ホーム あかつき苑防府
所在地	防府市大字江泊 1790 番地
施設長名	薬師寺 泰裕
電話番号	0835-28-7660
ファックス番号	0835-23-6776
E-mail	akatsukien-hofu@akatsukikai.info

### 3 ご利用事業所の敷地内であわせて実施する事業

事業の種類	防府市長及び山口県知事の事業者指定		利用 定数
	指定年月日	事業所番号	
居宅介護支援事業所	令和6年4月1日	3570601082	
通所介護 及び介護予防通所介護	令和5年6月1日	3570601553	30人
地域密着型 介護老人福祉施設	令和2年3月1日	3590600205	29人
認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	令和2年3月1日	3590600213	18人

### 4 施設の目的及び運営方針等 (事業の目的)

介護保険法の目的及び基本理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立

した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(運営の方針)

- (1) 要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域や家族との連携を重視し、関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 5 秘密保持・守秘義務に関する対策

- (1) 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) サービス担当者会議などにおいて、サービス計画作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。

#### 6 事業の定員・施設の概要

定員 10名 (1ユニット)

○ 居室

個室 10室

○ 食堂(兼多目的ホール)

利用者の全員が使用出来る十分な広さを備えた食堂を備え、利用者の全員が使用出来るテーブル・椅子、箸や食器などの備品類等を備えます。

○ 浴室 1室

浴室には、利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○ 洗面所及びトイレ 4室

必要に応じて各所に洗面所やトイレを設けます。

○ 機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室(特養兼用)を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○ その他の設備

設備としてその他に、医務室(特養兼用)・洗濯室・汚物処理室等設けます。

## 7 職員体制

職 種	常勤職員	非常勤職員	備考
1. 施設長(管理者)	1名		
2. 生活相談員	1名		短期入所生活相談員兼務
3. 介護職員	2名		看護職員兼務(1名) 介護職員兼務(1名)
4. 看護職員	24名	5名	短期入所生活介護職員兼務 介護支援専門員兼務(1名)
5. 機能訓練指導員	2名	2名	介護支援専門員兼務(常勤1名)
6. 管理栄養士	1名	1名	
7. 医師(嘱託)		1名	
8.			

## 8 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
医師	週1回 ただし、必要に応じて診療
介護職員	標準的な時間帯に於ける最低配置人員 早 勤 (7:00~16:00) 日 勤 (9:00~18:00) ※日勤帯の勤務時間は、各ユニットで変動有り 遅 勤 (11:00~20:00) 夜 勤 (17:00~ 9:00)
看護職員	日 勤 (8:30~17:30) 夜間については、自宅にて緊急時に備えます。

※ 勤務体制は、適宜見直しを行い、変更になる場合があります。

## 9 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようになっています。

### ☆ 協力医療機関

名 称 : 医療法人 神徳会 三田尻病院  
住 所 : 山口県防府市お茶屋町 3 番 27 号  
電話番号: 0835-22-1110

### ☆ 協力歯科医療機関

名 称 : 山野歯科医院  
住 所 : 山口県防府市牟礼今宿 2 丁目 23 番 16 号  
電話番号: 0835-38-0619

## 10 施設サービスの概要

### サービスの内容

#### (1)基本サービス

##### ①ショートステイ介護計画の立案

利用者が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画書を利用者に交付します。

##### ②食 事

- ・ 食事は、利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・ 医師の指示による食事の提供を行います。
- ・ 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 17:30～

##### ③入 浴

週2回入浴していただけます。

但し、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

##### ④介 護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・ 体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

##### ⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

##### ⑥生活相談

生活相談員を始め、従業者が日常生活に関すること等の相談に応じます。

##### ⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。

但し、ご利用開始後必要に応じて、健康状態を把握するため、嘱託医等へ外来受診する場合があります。

##### ⑧レクリエーション

年間を通じて事業所内外の交流会等の行事を行います。

行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。

(利用期間中に行われる場合)

##### ⑨ 通常の送迎の実施地域は、防府市(野島を除く)とします。

## 11 利用料金

### (1) 介護保険給付サービス利用料金

(短期入所生活介護 自己負担料金)◎1日の基本利用料金

(介護保険負担割合証の割合1割の場合、2割の場合は2倍)(単位:円)

※平成30年8月より、3割負担が導入されます。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型 個室 (1日あたり)	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

(短期入所生活介護 加算料金)

	自己負担額	加算及び算定の内容
送迎加算	184円/片道	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上であること。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18円/日	夜勤を行う看護職員・介護職員の数が、最低基準を1名以上上回っている場合に算定
看護体制加算(Ⅱ)	8円/日	看護職員を基準数以上配置、且つ協力病院との24時間連携体制を確保している場合
機能訓練指導体制加算	12円/日	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師)を1名以上配置しているもの
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	基本料金と加算料金の合計に対して加算率(14.0%)を乗じた加算料金

(2) 介護保険給付以外によるサービス

ご利用者の食事費及び居住費(滞在費)にかかる費用(1日当たり)です。但し、介護保険限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額(1日当たり)のご負担となります。

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり1,445円(朝食403円、昼食521円、夕食521円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。

但し、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

尚、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず、1日あたりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(通常)
自己負担料金 (1日当たり)	300円	600円	① 1,000円 ② 1,300円	1,445円

① 滞在に要する費用

ア 基本料金入所・退所の時間に関わりなく1日当たり 2,066 円

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(通常)
ユニット型個室 (1日当たり)	880 円	880 円	1,370 円	2,066 円

(その他の費用)

サービスの種類	料金及び内容の説明
生活サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理費(ベッド・シーツ・マット) 無料</li> <li>・洗濯代費 無料</li> <li>・おむつ代 無料</li> </ul>
電気使用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が、個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金として1点につき50円の負担となります。</li> <li>・特別な医療機器については、機種に応じた電気料金を実費にてお支払頂きます。</li> </ul>
理美容料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の希望により、出張による理美容サービスを受けることができます。但し実費自己負担となります。</li> </ul>
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション 材料費のみ実費</li> <li>・居室テレビ視聴料 電気使用料金に含む</li> </ul> <p>※但し、テレビは利用者持込となります。</p> <p>サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用で、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用は、実費自己負担となります。その際には、口頭による説明とともに文章による確認、同意を得ます。</p>

送迎に要する費用

- ① 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、次の費用を徴収する。

イ 事業所から片道20キロメートル未満 2,000円

ロ 事業所から片道20キロメートル以上 10キロメートル毎に1,000円

12 利用料金のお支払方法

1ヶ月(暦月)毎に計算し、利用料明細の入った請求書によりご請求します。末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(お支払方法)

- ①利用者本人名義の郵便貯金総合通帳により自動引落とし(毎月15日)

※ 入金確認後、領収書を発行します。

### 13 サービス利用に当たっての留意事項

#### (来訪・面会)

面会時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっています。来訪者の方は時間を遵守し、必ず面会簿にご記入下さい。

#### (所持品の管理)

ご自身での管理が困難な方は、日用品については職員において対応します。それ以外の物品については原則、ご家族でお願いします。

#### (設備・器具備品)

利用者は、事業者内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を掛けて下さい。

#### (禁止行為等)

- ① 事業所内での金銭及び食物、物品等のやりとり。
- ② 職員に対する贈り物や飲食のもてなし。
- ③ 職員に対する身体的に危害を及ぼす行為。
- ④ 職員に対する精神的に危害を及ぼす行為。(人の尊厳や人格の言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ⑤ 職員に対するセクシャルハラスメント。

### 14 非常災害対策

#### (災害対策)

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置について予め消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

#### (防災設備)

非常通報装置、自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯等を設置しています。

### 15 緊急時の対応

サービス提供時の利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力病院機関への連絡等必要な措置を講じます。

### 16 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入して頂いた連絡先に連絡します。

### 17 新型コロナウイルス感染症の対応

1. 利用当日の検温、症状の確認を行い連絡帳に記載して下さい。
2. マスク着用
3. 発熱の場合、解熱後 24 時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えて頂きます。
4. 利用中に発熱した場合は隔離対応、家族に報告します。
5. 本人、同居家族または関係者が濃厚接触者の場合は利用を控えて頂きます。
6. 利用者また職員が陽性者の時は感染防止の為休業する場合があります。

## 18 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 19 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者さまに生じた損害については、施設は、速やかに損害賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者さまに故意又は過失が認められた場合には、ご利用者さまの置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 20 守秘義務に関する対策

事業者および従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

## 21 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 22 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 23 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。ただし、緊急止む得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共にその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止む得ない理由について記録します。

## 24 苦情相談窓口

☆ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室・窓口担当者 (生活相談員)神徳 凌

ご利用時間・・・月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

ご利用方法・・・電話 0835-28-7660 苦情解決責任者 理事長吉水千賀子

☆ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○防府市役所 高齢福祉課 所在地:防府市寿町7番1号

電話番号:0835-25-2979

受付時間:午前8時15分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

○山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

所在地:山口県山口市朝田1980番地の7

電話番号:083-995-1010

受付時間:午前9時00分～午後5時00分(土日、祝日を除く)

☆ 苦情処理第三者委員

弘中稔悟(牟礼地区民生委員児童委員協議会 会長)

足立修(下木部地区自治会長)

山村美津江(牟礼地区社会福祉協議会顧問)

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始に当たり、事業者の説明すべき重要事項説明書サービス内容説明事項を証するため本書 2 通を作成し、記名押印の上契約者・事業者各 1 通を保有するものとします。

**【事業者】**

所在地 山口県防府市大字江泊 1790 番地

事業所名 (介護予防)短期入所生活介護あかつき苑防府

事業所番号 3570601983

代表者 理事長 吉水千賀子 印

説明者 薬師寺泰裕 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所介護サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

**【利用者】**

住 所:

氏 名: 印

電話番号:

**【ご家族】**

住 所:

氏 名: 印 (続 柄)

電話番号: